

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会（9月12日、24日開催）

○委員会付託案件の審査

- ・平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

特別会計決算総額	【歳入】	106億1836万3536円
	【歳出】	103億2369万6282円
水道事業会計決算総額	【収益的収入】	10億1363万3844円
	【収益的支出】	9億7517万7445円
	【資本的収入】	3億9002万5324円
	【資本的支出】	7億1041万1057円

○審査内容

Q 国民健康保険税について、滞納者への対策は。

A 短期被保険者証として、保険証の有効期間を短くして交付しております。基本的には、前年度に滞納がある方は6カ月、前々年度から滞納がある方は1カ月の有効期間とし、その間に納付がない場合は、更新時に保険証を交付しないこととしております。

Q 下水道の水洗便所改造資金として8件補助しているが、その内容は。

A 市では、供用開始の公示の日から3年以内に水洗化した方に対して補助をしております。補助金の額ですが、1年以内が5万円、2年以内が4万円、3年以内が2万円となります。平成25年度については、1年以内が6件、2年以内が1件、3年以内が1件で、合計8件となっております。

Q 介護保険料についての、滞納者への対策は。

A 介護サービスを受ける場合、保険料を納めている方は、個人負担が1割となります。しかし、滞納している方については、3割負担していただくこととなります。

Q 水道の給水原価を抑えるための方法は。

A 有収水量は減少傾向にあるため、経常経費を減らしていくことが方法として考えられます。

※有収水量とは…水道料金徴収の対象となった水量